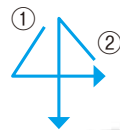


# 誰もが暮らしやすい社会を目指して

## 共に生きる 誰もがくらしやすいまち やちよへ



手話で八千代市

手の甲を前方に小指だけ曲げ、千の漢字を空書き

私たちの周りではさまざまな人が生活しています。普段意識せずにコミュニケーションを取っていますが、障害を持っているなどの理由で思いを伝え合うことに苦労している人がいます。市では障害のある人もない人も、理解を深め、お互いに尊重し合うことで「共に生きる、誰もがくらしやすいまちやちよ」を目指します。

### 暮らしやすい社会に向けて

例えば、言葉が通じない国で仲間とはぐれて一人になってしまったとします。案内表示は読めないし、自分のいる場所も分かりません。状況を周りの人に伝えることさえできず、とても不安になるのではないのでしょうか。

そんなときに誰かが声をかけてくれたら、日本語が通じなくても身振り手振りやガイドブックを指差すなど、いつもとは違ったコミュニケーションの方法で情報をもらったり、助けてもらったりするかもしれません。

人それぞれ、少しだけコミュニケーションを取る方法が違う場合があることを知っていれば、みんなもっと生活しやすくなります。

大切なことは、相手の立場になって考えること。よく点字ブロックの上に自転車が置かれていることがあります。目の不自由な人にとっては、転倒の原因になり危険です。周囲の様子が見えないのでよけるのにも苦労します。意識して周囲を見てみると、街の中には音声案内や点字表示、トイレや非常口などを現す絵文字のピクトグラムなど、情報を伝えるためのさまざまな工夫がされていることに気が付きます。

障害があるかないかということではなく、お互いを理解することから始めてみましょう。

困っている人に「お手伝いできることはありますか」と声をかける勇気を持つことが、分かり合うための一歩につながります。

市では、昨年9月に「八千代市手話言語の理解及び普及並びに障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」を制定し、誰もが暮らしやすい社会を目指して取り組んでいます。

### 理解を深め、お互いを尊重するために

この条例は理念条例です。手話が近年になって言語であることが認められたことや、音声以外にも筆談、点字などの多様なコミュニケーション手段があることについて、皆さんに理解を深めてもらうため、前文を設けました。

条文は市ホームページや右のコードから見るができます。事業者は障害者の円滑な意思疎通や情報の取得について配慮してください。



▲コード

### ■障害者の伝えたい気持ちを尊重します

①海外だけではなく、国内でも言語であると認められている手話について理解し、手話で気持ちなどを伝え合うことも尊重します。

②障害者自らが、状況に合わせてコミュニケーションの方法を選択することを尊重します。

### ■市が進めていくこと

①手話は、手・指や体の動き・表情などで表現する「目で見る言語」であることを多くの人に理解を深めてもらよう努めます。

②手話で情報を得たり、気兼ねなく手話を使えたりする環境を整えます。

③障害者のコミュニケーションは、手話や要約筆記、コミュニケーションボード、点字などいろいろな方法があることを多くの人に伝えます。

④手話通訳者、要約筆記者など支援者が育つよう、環境を整えます。



### え! 知らなかったそうなんだ

- Q. 聴覚障害の人はみんな手話ができるの?
- A. いいえ、聞こえの度合いや育った環境によって、手話ができない人もいます。
- Q. 聴覚障害の人は音が聞こえないの?
- A. 人によって聞こえ方は違います。聴覚障害は大まかに次のように分かれます。
  - ①ろう者 聴覚障害のうち、手話でコミュニケーションをとって日常生活を送る人。
  - ②難聴者 聞こえにくく、補聴器を使えば言葉を聞き取れる人もいますが、音は聞こえても言葉は聞き取れない人もいます。
  - ③中途失聴者 音声による言葉を覚えた後で失聴した人。聞こえていたときの記憶があるので、発声できる人もいます。

### コミュニケーションの一例



#### 手話で感謝を伝えよう

左手の甲から右手を縦に垂直に上げます。これで「ありがとう」という意味になります。相撲で力士が懸賞金を受け取る時の仕草が由来です。



#### イラストを使って伝えます

言葉の代わりにイラストなどを使って相手に思いを伝えることができるコミュニケーションボード。イラストを指差して思いを伝えます。

問い合わせは  
**障害者支援課**  
☎483-1151(代表)  
FAX 483-2665

**納付済確認書を1月下旬に送付します**

昨年中に納めた保険料の総額を本書に記載しています。確定申告等で、社会保険料控除の際にお使いください。年金天引きされている保険料は、年金機構から源泉徴収票が送付されます。障害年金や遺族年金から保険料が天引きされている人は送付されません。必要な場合は各担当課へご相談ください。

■国民健康保険料(国保年金課) / 対象は、昨年中に納めた保険料の一部が還付された人、平成30年分確定申告や平成31年度市民税・県民税申告で社会保険料控除されている人など。

■介護保険料(長寿支援課)・後期高齢者医療保険料(国保年金課) / 対象は、市民税・県民税が課税された人とその配偶者で、保険料を口座振替で納めた人または昨年中に納めた保険料の一部が還付された人。※右記以外で納付済確認書が必要な人はご相談ください。

**プレミアム付商品券は1月31日(金)までに購入を**

引換券が手元にあり、商品券の購入を希望する人は、1月31日(金)までに購入手続きを済ませてください。問い合わせは、総務課プレミアム付商品券担当☎(483)9911(直通)へ。

**募集 消費者からの相談を受ける消費生活相談員**

商品やサービスにおけるトラブルの相談や関連する情報提供、消費者教室の実施や啓発などの業務を行います。

▼募集人数 4人 ▼資格 消費生活相談員資格試験合格者かみなし合格者で、ワード・エクセルなどパソコンの簡単な操作ができる人 ▼勤務 月13日、あらかじめ指定する日。午前9時～午後4時 ▼応募方法 1月31日(金)必着で、JIS規格様式の履歴書(写真貼付)、資格認定書の写しを消費生活センターへ持参

**募集 セブンイレブンが女性向けに市内の店舗での仕事について説明会を行います**

市との地域活性化包括連携協定に基づき、雇用促進に取り組むセブンイレブンの市内店舗でのレジ接客や清掃、発注などの短時間勤務にかかる説明会と個別相談会を実施します。学生からシニアまで全年齢の女性が対象。先着30人。

▼日時 2月6日(木)午前10時～11時30分 ▼場所 総合生涯学習プラザ ▼申し込み 電話で商工観光課へ

アスロンを楽しむ、②茨城県障がい者スポーツ指導者協議会会長兼スペシャルオリンピックス日本・茨城の会長及川力さんによる「パラスポーツを体験しよう」。

▼日時 ①2月1日(土)、②2月15日(日)いずれも午後2時。30分前から受け付け ▼場所 総合生涯学習プラザ。公共交通機関をご利用ください ▼申し込み 1月28日(火)までに電話で市体育協会事務局へ ▼問い合わせ 同事務局☎(483)5415(火曜～金曜日、午前10時～午後4時) (文化・スポーツ課)